

滑川市コンベンション等開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という）第21条の規定に基づき、滑川市コンベンション等開催支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会、会議、合宿又はこれらに準ずると市長が認める催しをいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (3) 合宿 複数の大人及び学校等に在籍する者で構成する団体がスポーツ活動、文化活動等の練習を行うものをいう。
- (4) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設
- (5) 延べ宿泊人数 コンベンションに参加する者（以下「参加者」という。）のうち、市外からの参加者で市内の宿泊施設に宿泊する者の延べ宿泊数とする。ただし、合宿においては、市外からの参加者で市内の宿泊施設に2泊以上の日程で宿泊する者の延べ宿泊数とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、コンベンションの誘致を促進し、交流人口の増大及び市内の活性化を図るため、コンベンションを主催する者（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内又は県内で開催されるものであること。
- (2) 3日以上連続した日程で開催されるものであること。
- (3) 延べ宿泊人数が30人以上であること。
- (4) 開催にあたり、この要綱に基づく補助金以外に市から補助金、負担金等の金銭的な補助を受けていないものであること。
- (5) 企業が開催するコンベンションについては、市の宿泊研修施設における宿泊を伴わないものであること。
- (6) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。

(7) 反社会組織等公序良俗を害するものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊人数に1,000円(ただし、宿泊料が1,000円以内の場合は、宿泊料の2分1の金額)を乗じて得た額とする。

2 補助金の上限は、30万円とする。

(複数年度にわたるコンベンション)

第6条 第4条に規定するコンベンションが複数年度にわたり開催されるとき、最終日の属する年度において、当該期間分を申請するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするコンベンション(以下「補助事業」という。)の主催者(以下「補助事業者」という。)は、滑川市コンベンション等開催支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、開催日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 参加者名簿(様式第4号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業計画の変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ滑川市コンベンション等開催支援補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

(軽微な変更)

第9条 軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業者を変更すること。

(2) 事業計画を変更すること。

(3) 補助金交付決定額の20パーセント以上を変更すること。

(実績報告書の添付書類)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体は、コンベンションが終了したときは、30日以内に滑川市コンベンション等開催支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) コンベンション実績書(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(3) 宿泊証明書(様式第9号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 59 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 54 号）

この告示は、公布の日から施行する。